

「入院費用について」

○入院費

- ・入院医療費は、毎月1回（月末締め）請求をさせていただきます。退院時は、退院日までのご請求となります。

1) 70歳未満の患者負担割合

保険種別	自己負担
健保本人・家族	医療費の3割
国民保険	医療費の3割
退職者国保	医療費の3割

※「限度額適用認定証」を申請すると、一定の限度額となります。

適用区分	自己負担限度額（月額）	多数該当の場合
区分 ア	252,600円 + (総医療費 - 842,000円 × 1%)	140,100円
区分 イ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円 × 1%)	93,000円
区分 ウ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円 × 1%)	44,400円
区分 エ	57,600円	44,400円
区分 オ	35,400円	24,600円

2) 70歳以上の自己負担限度額

適用区分	自己負担限度額（月額）	多数該当の場合
現役並所得者 Ⅲ	252,000円 + (総医療費 - 842,000円 × 1%)	140,100円
現役並所得者 Ⅱ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円 × 1%)	93,000円
現役並所得者 Ⅰ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円 × 1%)	44,400円
一般所得者	57,600円	44,400円
低所得者 Ⅱ	24,600円	
低所得者 Ⅰ	15,000円	

※後期高齢者被保険者証または高齢受給者証をご確認ください。

※現役並所得Ⅰ～Ⅱの方と低所得Ⅰ～Ⅱの方は、「限度額適用認定証」の申請が必要となります。

- ・上記の自己負担額には、食事療養費事項負担、室料差額、自費請求分は含まれません。
- ・労災診療保険、生活保護の方の自己負担はありません。（一部自己負担が生じる場合があります）

○入院時食事療養標準負担額（患者自己負担額）

区分	1食当たり標準自己負担額
一般	460円
指定難病患者等	260円
70歳未満区分オ・70歳以上低所得者Ⅱ	210円
70歳以上低所得者Ⅰ	100円

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、減額されます。

※ 65歳以上の方は居住費として1日370円の負担があります。